

28 宗教教第 11156 号
平成 28 年 12 月 28 日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様
宗像市監査委員 小島 輝枝 様

宗像市教育委員会
教育長 遠 矢 修
(教育子ども部教育政策課)

定期監査の結果に基づく措置状況について(報告)

平成 28 年 12 月 16 日付 28 宗監第 10088 号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（教育政策課）

定期監査実施日：平成27年12月22日

監査対象年度：平成27年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>（1）宗像市高等学校等奨学金に関する事蹟について 次の点について、事務処理を見直されたい。 ア 奨学金の支給要件を確認するため、概ね月に1度の間隔で高等学校の校長に対して、対象奨学生の在学確認及び他の奨学金の受給の有無について調査を依頼している。 その際、奨学生に関する個人情報に学校側に提供しているが、支給申請時に申請者に求める同意事項に在学確認調査を行うこと及び奨学生の個人情報を学校に提供することが含まれていない。 イ 在学確認調査に係る依頼文書については教育長の公印を省略して発信し、回答文書については、校長名ではなく、学校の担当者名で回答する様式となっている。</p> <p>（2）教育委員会の会議の議事録について 法改正による教育委員長職の廃止に伴い、平成27年5月に開催された教育委員会の会議の終了をもって教育委員長が退任し、その後は教育長が教育委員長に代わって教育委員会の代表となっている。また、その時の会議の議事録については、翌月の会議で確認し、教育長と教育長が指名した委員が署名している。 この状況については、宗像市教育委員会会議規則第13条第2項に「議事録には、教育長及び教育長が指名した委員1人が署名しなければならない。」と規定されていることから、一見適当なように考えられるが、同規則第13条第2項中の「教育長」は、教育委員長職の廃止に伴い、「教育委員長」から「教育長」に改正された部分である。</p>	<p>（1）宗像市高等学校等奨学金に関する事蹟について ア 宗像市高等学校等奨学金支給申請書の誓約・同意欄に、在籍校へ在学の確認及び他の奨学金の有無について等の調査を行うことを明記し、同意を求める文言を追加しました。</p> <p>イ 回答様式の送信元欄に押印箇所を設け、公文書として回答するように様式を変更しました。</p> <p>（2）教育委員会の会議の議事録について 定期監査での指摘後、宗像市教育委員会会議規則第13条第2項における「教育長及び教育長が指名した委員」とは、議事録への署名はその信憑性を認証する趣旨で行うものであることから、同条同項を当該会議開催時における「教育長及び教育長が指名した委員」とする運用に改めました。 よって平成27年5月22日定例教育委員会の議事録については、教育委員長と教育委員長が指名した委員1人の署名を付すよう修正しました。</p>

平成27年5月の会議については、退任した教育委員長が教育委員会を代表し、会議を取り仕切っていることから、この会議の議事録には、退任した教育委員長と教育委員長が指名した委員が署名すべきであると考えるので、議事録に対する責任の所在を明確にする観点に基づき、議事録の署名人について整理されたい。

(3) 教育委員会の会議に関する事蹟について

教育委員会の会議の傍聴者に記帳させる傍聴人受付簿が鉛筆で記載されているので、事務処理を適正に行われたい。

(4) 教育評価委員会に関する事蹟について

教育評価委員会の委員長から教育長に宛てて発信した事業評価の報告書が「事務連絡」として取り扱われているので、事務処理を適正に行われたい。

(5) 学力向上支援教員に関する事蹟について

学力向上支援教員として継続して就業する意思があるかについて、学力向上支援教員が意向を回答した事蹟がつづられているが、教育政策課長が学力向上支援教員に対して発信した事務連絡文書に意向を直接書き入れて回答する形式を取っているため、発信文書なのか収受文書なのか、文書の位置づけが不明確になっているので、文書の形式を見直すとともに事務処理を適正に行われたい。

(6) スクールカウンセラーに関する事蹟について

心のレスキュー隊の派遣事業に係る「心のレスキュー隊派遣申請書」と「心のレスキュー隊派遣報告書」について、別文書であるにもかかわらず同一の文書番号を付番しているもの、また、申請書と報告書で発信年月日と文書番号が整合していないものがあるが、そのまま受領して処理しているので、書類受領

(3) 教育委員会の会議に関する事蹟について

定期監査での指摘後に、傍聴人受付簿について鉛筆ではなくボールペンで記載するように改めました。

(4) 教育評価委員会に関する事蹟について

事業評価の報告書については、「事務連絡」ではなく正式な文書形式の鑑をつけて適切に取り扱うよう改めました。

(5) 学力向上支援教員に関する事蹟について

事務連絡文書とは別に回答用紙を作成し、送付するよう改めました。

(6) スクールカウンセラーに関する事蹟について

文書受付時に文書番号の付番及び発信年月日と文書番号の整合性について確認を徹底し、適切な事務処理を行うよう改善しました。

また、文書を取り扱っている宗像市立小・中学校に対して適切な

時の確認を徹底するとともに事務処理を適正に行われたい。

(7) タブレット活用統合ソフト (JUST スマイル) 20 ライセンスに関する事蹟について

見積依頼起案文書及び起工伺において、設計金額の計算を誤っているので、事務処理を適正に行われたい。

(8) 平成27年度地島校区漁村留学事業補助金に関する事蹟について

平成27年度地島校区漁村留学事業補助金交付決定通知書と平成26年度地島校区漁村留学事業補助金確定通知書について、文書番号と発信年月日が整合していないので、事務処理を適正に行われたい。

(9) 宗像市高等学校等奨学金に関する事蹟について

ア 平成27年度宗像市高等学校等奨学金支給申請書において、申請者が奨学金の振込口座を誤って記載していることが後日になって判明したものに対して、申請者に訂正を求めることなく、電話で振込口座の確認を行い、申請書にその旨を付記して振込口座の記載を書き換えて処理しているものがあるので、事務処理を適正に行われたい。また、修正テープを使用して訂正しているものをそのまま受領しているものがあるので、書類受領時の確認を徹底するとともに事務処理を適正に行われたい。

イ 奨学金の支給決定に係る起案文書を市長が決裁し、その後、在学確認調査の結果に基づき認定の取消しを行う際に、その起案文書を教育政策課長が決裁しているが、市長の決裁により決定した内容を変更することとなるので、市長の決裁が必要と考える。

決裁後に内容を変更する場合の決裁権限を他の者に委任することについては、宗像市事務決裁規程及び宗像市教育委

文書事務を行うよう指導を行いました。

(7) タブレット活用統合ソフト (JUST スマイル) 20 ライセンスに関する事蹟について

計算誤りを修正し、今後再発しないよう十分注意して事務をとり行うよう改めました。

(8) 平成27年度地島校区漁村留学事業補助金に関する事蹟について

文書番号と発信年月日の整合性について確認を徹底し、適切な事務処理を行うよう改善しました。

(9) 宗像市高等学校等奨学金に関する事蹟について

ア 申請書記入事項の修正箇所は訂正印を用いて行うように、事務処理について徹底しました。

イ 平成27年度における認定取消しを行う際は市長決裁に改めました。認定の変更や取消しを行う例は常時発生しており、そのほとんどが要綱等に基づき明らかに廃止となる例であることを鑑み、平成28年度から事務決裁規程の運用及び決裁権限の見直しを行いました。また、内容が極めて具体かつ限定的であることから事務決裁規程の改正までは行わず、新たに内規を定めることで当該事務の決裁権者を明確化し、以後

員会事務決裁規程において、規定されていることを確認できないので、決裁権限を確認のうえ事務処理を適正に行われたい。

その規定に沿った適正な事務処理を行っています。